



中国四国ブロック教育研究集会

中国四国ブロック教育研究集会が、平成 17 年 6 月 4・5 日(土・日)に徳島大学で開催されます。今年のテーマ等は以下のようになっています。

日時：2005 年 6 月 4・5 日(土・日)

場所：徳島大学総合科学部

【テーマ】国立大学法人化一年の検証

財務・管理運営を中心に・・・4 日

教育・研究と職場環境を中心に・・・5 日

島根大学職員組合からは「大学財政」と「法人化後のアンケート調査」について報告する予定です。役員だけでなく多くの組合員の参加が集会を盛り上げることとなりますので、参加者を集めたいと思います。参加を希望される方は組合ボックスまでご連絡ください。なお参加者については旅費が支給されます。

2005 年度島根大学職員組合定期大会の日程決まる

今年度は現役員と次期役員の引継ぎをかねて、5 月から 6 月にかけて開催される中央執行委員会ならびに四役会議に次期役員の方にも参加していただく予定です。このため、定期大会を例年より少しおそく設定しました。

2005 年度定期大会日定：平成 17 年 7 月 1 日(金)

非常勤職員の夏季有給休暇について

非常勤職員の夏季有給休暇については、先の学長交渉において、「全員に夏季休暇を」ということで交渉に臨みました。その結果、日日雇用職員・時間雇用職員についてそれぞれ3日と1日の夏季有給休暇がつけました。しかし、同じ職場で同じように働いているにもかかわらず、1日8時間働くか6時間働くかで夏季有給休暇に3日と1日という大きな差を付ける合理的理由が明確ではありません。かえって職場環境を悪くする原因にもなりかねません。大学側は「1年様子を見て」とか「一斉に休まれては業務に支障が出る」などと説明していますが、これはあまり理由にはなりません。私たちは、今回下記要求項目について学長交渉を申し込んでいます。

要求事項

時間雇用職員の夏季休暇を3日にすること。

個人情報保護法について

この4月から個人情報保護法が施行され、全国多くの職場で混乱が生じています。個人情報を守るということからできた法律なので、この面に関してはかなりのマニュアルなどもあり、あまり混乱も無いようですが、個人情報を第三者に提供したり共有する場合に問題が生じているようです。そもそもこの個人情報保護法は、個人情報を不法に入手し、さまざまな社会問題を引き起こしている悪徳業者を取り締まると言う趣旨から出てきたもので、これまで何の問題も無く慣例的に行なわれてきた情報交換等の関係を損なわせるものではないはずであると思われまます。法律の解釈の違いによって悪しき状況を作り出すようなことは避けるべきであります。

これまで組合は組合員の組合費算定や労金預金・積立金・返済金ならびに教職員共済の共済掛け金徴収データ作成のために大学から組合員の適用俸給表、級及び号俸などを提供してもらっていました。組合としては大学からこのような情報提供を受ける事に対し、各組合員からの同意を得ていたものと解釈していましたが、今後も組合と大学とで交わす覚書に記載された個人情報に関し大学から提供を受けることに同意するものと考えています。ただし、このような組合の立場に対し、何らかの理由で今後は、これまでの様に大学が組合に個人情報を提供することに同意しているとはみなさないとされる方は早急に組合事務局までご連絡ください。そのような場合は、個別に各組合員の方から情報提供を受けるなどして対応したいと考えています。